

掲示義務事項

施設基準について

当院は「保険医療機関」として認定を受けています、

「施設基準」とは

厚生労働大臣が定めた医療機関の設備や診療体制、安全管理、サービスなどに関する基準であり、一部の保険診療報酬を算定する際の要件として定められています。

当院は、以下の施設基準に適合しており、必要に応じて該当する保険点数を算定しています。令和6年6月の診療報酬改正に基づき、厚生労働省が定める「院内掲示事項」を当サイト上にも掲載いたします。

当院で届け出ている主な施設基準

■医療 DX 推進体制整備加算

診療・事務業務の効率化を図るとともに、電子情報の活用により質の高い医療提供に努めています。レセプトコンピュータを使用してオンライン請求の実施やマイナポータルでのオンライン資格確認を活用しスマートな医療提供に遵守しております。

■短期滞在手術等基本料 1

短期間で安全に手術を行うための専用設備・スタッフ体制を整え、術前・術後の管理を含めた一貫した診療を行っています。病床数9床、1床当たり床面積7.55 m²、日勤看護師5名で対応しています。

■緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレン挿入術）

18年以上の経験を有する常勤眼科医師により手術が施行されています。

■緑内障手術（濾過泡再建術（needle 法））

上記同様に、18年以上の経験を有する常勤眼科医師により手術が施行されています。

今後も法令に基づき、診療体制の充実と透明性の確保に努めてまいります。

令和7年12月18日

とかち白樺眼科

院長 梅田 和志